

証券コード 2461

発信日 2023年3月14日

電子提供措置の開始日 2023年3月7日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷一丁目1番8号  
株式会社ファンコミュニケーションズ  
代表取締役社長 柳 澤 安 慶

## 第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

【当社ウェブサイト】

<https://www.fancs.com>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「投資家情報」「IRリリース / IR資料一覧」「IRリリース一覧へ」を順に選択いただき、「IRリリース一覧」よりご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2461/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ファンコミュニケーションズ」または「コード」に当社証券コード「2461」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

本株主総会は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）第66条第1項に基づき、場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）といたしますので、本株主総会には、当社指定のウェブサイト（<https://web.sharely.app/login/fancs-24>）を通じてご出席願います。ご出席いただくために必要となる環境やお手続方法等の詳細は4頁～6頁の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご確認ください。なお、当日ご出席されない場合、あるいは当日ご出席される場合も通信障害等に備え、書面またはインターネット等によって議決権を事前行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年3月28日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

#### [書面による議決権行使の場合]

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年3月28日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

なお、当日ご出席される場合で、郵送にて事前に議決権行使をされる場合は、「株主番号」と「ご所有株式数」についてはお手許にお控えいただくようお願いいたします。

#### [インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、2023年3月28日（火曜日）午後6時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、7頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 2023年3月29日（水曜日）午前10時（配信開始 午前9時45分）  
※開催日時において、通信障害等の発生によりバーチャルオンリー株主総会を開会することが困難な場合は、予備日程として2023年3月29日午後4時よりバーチャルオンリー株主総会にて本総会を開催いたします。当社が予備日に開催することとした場合は、当社ウェブサイト（<https://www.fancs.com>）で、2023年3月29日午後1時までにお知らせします。

2. 開催方法 場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）とします。  
完全オンラインにて開催するため、株主の皆様が実際にご来場いただける会場はございません。

**当社指定のウェブサイト**

（<https://web.sharely.app/login/fancs-24>）を通じてご出席ください。

ご出席いただくために必要となる当該ウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続方法等の詳細は、4頁～6頁の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご確認ください。

なお、インターネットを使用することに支障のある株主様は、書面またはインターネット等によって議決権を事前行使することをご検討ください。

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第24期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第24期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬枠設定の件  
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬枠設定の件  
第8号議案 当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- （1）書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- （2）インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- （3）インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- （4）代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- （5）議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

- ~~~~~
- ・当日は安定した配信に努め、通信障害が発生した場合に備え具体的な対処のマニュアルも準備しておりますが、視聴される株主様の通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害、並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性がございます。
  - ・株主総会当日において、株主様側の通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましては、一切の責任を負いかねます。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
  - ・ご視聴いただく際の通信機器類、接続料金及び通信料等の一切の費用は株主様のご負担となります。
  - ・映像や画像、音声データ等の第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
  - ・本株主総会に先立ち、株主の皆様から、インターネットにより事前質問を受け付けます。株主総会当日、事前質問受付サイトからいただいた事前質問の全部または一部につきまして、回答する予定です。
  - ・事前質問受付サイトから動議の提出はできません。
  - ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
  - ・会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
- ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## バーチャルオンリー株主総会のご案内

本株主総会は、インターネット上でのみ開催する『バーチャルオンリー株主総会』です。

株主様が実際にご来場いただく会場はございませんので、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、アクセス方法、お手持方法等の詳細について、以下のとおりご案内申し上げます。株主総会当日に当社指定のウェブサイト (<https://web.sharely.app/login/fancs-24>) からインターネット上で出席し、ライブ配信映像のご視聴、議決権行使の他、株主総会の目的事項に関する質問、動議の提出等が可能です。また、同ウェブサイト内より、事前のご意見、ご質問等をお受けしていますので、是非ご利用ください。

※同ウェブサイトのご利用に際しましては、以下、必ずご一読ください。

1. バーチャルオンリー株主総会に当日出席する株主様

(1) 配信日時：2023年3月29日（水曜日）午前10時

※ただし、通信障害等の影響により本株主総会を上記日程で開催することができなかった場合には、当社ウェブサイト（<https://www.fancs.com/investors>）において、あらためて日程等をご案内いたします。

(2) アクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/fancs-24>



- ① 上記のURLをご入力いただき、バーチャルオンリー株主総会サイトにアクセスしてください。
- ② 接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号※」及び「保有株式数」を、画面表示に従って入力しログインしてください。
- ※「郵便番号」は2022年12月末日時点での株主名簿上の郵便番号をご入力ください。
- ※ログインに関するご不明点については、下記URLよりヘルプページをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/>



(3) 当日の質問方法

- ・ログイン後、議長の指示にしたがって、画面下の「質問」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。
- ・当日の質問は、株主総会が開始されたら、入力可能となります。
- ・お一人様、3問、150文字までとさせていただきます。

(4) 動議の提出方法

動議をご提出される場合には、議長の指示に従って、画面下の「動議」ボタン内から動議の種類を選択しご入力をお願いいたします。

(5) 議決権の行使方法

- ・ログイン後、議長の指示にしたがって、画面下の「決議」ボタンより賛否をご入力ください。
- ・事前に書面又はインターネットによる議決権行使を行った株主様が、当日出席された場合
  - ① 当日の議決権行使を確認できた時点で、事前の議決権行使を無効とします。
  - ② 当日の議決権行使が確認できなかった場合、事前の議決権行使を有効とします。

(6) 事前質問の方法

以下の期間で事前質問をお受けいたしますので、「(2) アクセス方法」にしたがってログインし、画面下の「質問」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。

受付期間：2023年3月14日（火曜日）午前9時～2023年3月24日（金曜日）午後6時

- ※お一人様、3問、150文字までとさせていただきます。
- ※受付期限終了後にお送りいただいたご質問にはお答えできかねます。
- ※株主の皆様にご関心が特に高いと思われる事項を中心に、株主総会当日にご説明させていただく予定です。
- ※株主総会の進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合があります。

#### (7) 代理人による出席方法

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主様は、株主総会に先立って、当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要となりますので、以下の提出先までご送付ください。委任状の様式その他必要情報については、「代理人による議決権行使等に関する問合せ先」までお問い合わせください。

<代理人による議決権行使等に関する問合せ先>

fancomi\_soukai@fancs.com

<代理人に関する書類の提出先>

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-1-8青山ダイヤモンドビル2F

株式会社ファンコミュニケーションズ 株主総会運営事務局 宛

<ご提出期限>

2023年3月28日（火曜日）午後6時必着

※提出期限までに必要書類が当社に届かなかった場合は、代理人による出席は認められませんのでご了承ください。

※ご提出いただいた書類に不備があった場合は、有効な委任としてお取り扱いできない場合がございます。

<注意事項>

1. 書面またはインターネットによる議決権の事前行使をされ、当日バーチャルオンリー株主総会にインターネット経由で出席し、事前の議決権行使と重複して議決権を行使された場合は、本株主総会において最後に行われたものを有効な議決権行使とし、事前の議決権行使は無効とさせていただきます。事前に議決権行使のうえ、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、事前の議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。事前に議決権行使をせず、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、棄権として取り扱わせていただきます。
2. 事前質問受付サイトから動議の提出はできません。
3. 当日は安定した配信に努め、通信障害が発生した場合に備え具体的な対処のマニュアルも準備しておりますが、視聴される株主様の通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害、並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性があります。
4. 株主総会当日において、株主様側の通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましては、一切の責任を負いかねます。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
5. ご視聴いただく際の通信機器類、接続料金及び通信料等の一切の費用は株主様のご負担となります。
6. 映像や画像、音声データ等の第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
7. その他配信システムに関するご不明点に関しましては、以下FAQサイトを確認ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

【当日のログイン方法、操作方法等に関する問合せ先】

問合せ先：システム運営会社（コインチェック株式会社）

03-6416-5287

（受付日時：2023年3月29日（水曜日）午前9時～株主総会終了まで）

## インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>



### 2. 議決権行使のお取扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された

「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 議決権の行使期限は、2023年3月28日（火曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株様のご負担となります。

### 3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### 4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

〔電話〕 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株様

証券会社に口座をお持ちの株様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株様（特別口座をお持ちの株様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

〔電話〕 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

### 5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する

「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

(提供書面)

## 事業報告

( 2022年1月1日から  
2022年12月31日まで )

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の対策が進み経済活動の制限が緩和され、緩やかに持ち直しの動きが見られたものの、ロシアによるウクライナ侵攻などの地政学的リスクや世界的なインフレ、為替の変動など、先行き不透明な状況が続いております。

このような経済状況のもとで、当社グループの主要事業であるインターネットマーケティングサービス分野では、消費者のデジタルシフトが進み、コロナ禍を契機とした社会や働き方の多様化、デジタル施策への取り組みが加速する中、インターネット広告は、大手プラットフォームによるSNS広告や動画広告を中心に需要が継続しております。一方、インターネット広告がマスメディアとしての役割を果たす中、大手プラットフォームによる新たな広告効果測定モデルが出現するなど個人情報保護を意識した環境へと変化しております。

当連結会計年度において当社グループは、改正個人情報保護法への対応や既存事業の更なる成長と今後の柱となる事業の開発を推進してまいりました。また、既存事業のコスト最適化を図り固定費の削減に努めてまいりました。新型コロナウイルスの感染拡大の影響による一部広告主の予算削減は落ち着きを見せ始めております。

この結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高7,737,529千円（前期は26,700,229千円）、営業利益2,407,185千円（前期比3.8%増）、経常利益は前連結会計年度に営業外収益に計上した投資事業組合運用益の減少などにより2,447,646千円（前期比2.7%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は特別損失に減損損失や訴訟関連損失を計上したことなどにより1,535,296千円（前期比6.2%減）となりました。

なお、当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。これに伴い、当連結会計年度における売上高は、前連結会計年度と比較して大きく減少しております。

そのため、当連結会計年度における経営成績に関する説明は、売上高については前連結会計年度と比較しての増減額及び前期比（%）を記載せずに説明しております。

a) CPAソリューション事業

当社グループは、主力サービスでありますアフィリエイト広告サービス「A8.net」、スマートフォンアプリ向けCPI広告サービス「seedApp」等を提供しております。当連結会計年度においては、A8.netは改正個人情報保護法への対応で新規顧客の受注および一部広告主の稼働遅延などもあり、稼働広告主数が減少いたしました。一方、成果確定件数が伸びたことなどにより売上高が増加いたしました。また、seedAppは広告カテゴリーの分散化を進め、稼働広告主数も増加しましたが、広告宣伝費が増加し利益面では課題が残る結果となりました。その結果、当連結会計年度の売上高は6,029,461千円（前期は20,944,934千円）、セグメント利益は3,483,363千円（前期比0.8%増）となりました。

b) ADコミュニケーション事業

当社グループは、主力サービスでありますスマートフォン向け運用型広告サービス「nend」等を提供しております。当連結会計年度においては、nendにおいてはApple社が提供する「SKAdNetwork」への対応に注力したほか、固定費の削減に努めました。一方、新規事業の企画・開発への投資の拡大や海外広告主の広告予算獲得の鈍化を受け減益となりました。その結果、当連結会計年度の売上高は1,250,461千円（前期は5,216,159千円）、セグメント損失は160,871千円（前期はセグメント損失126,333千円）となりました。

c) その他

当社グループは、シーサー株式会社が運営する「Seesaaブログ」を代表とするメディア事業等を展開しております。当連結会計年度においては、ブログメディア事業においてPV減少に伴い広告収入が減少したことなどにより減収となりました。一方、コスト面においてはソフトウェアの減損処理を実施したことから減価償却費が縮小しております。その結果、当連結会計年度の売上高は457,605千円（前期は539,135千円）、セグメント損失は88,999千円（前期はセグメント損失115,546千円）となりました。

○ 報告セグメント別の売上高の内訳

セグメントの名称	2021年12月期		2022年12月期	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
CPAソリューション事業	20,944,934	78.5	6,029,461	77.9
ADコミュニケーション事業	5,216,159	19.5	1,250,461	16.2
その他	539,135	2.0	457,605	5.9
合計	26,700,229	100.0	7,737,529	100.0

(注) 当社の主力サービスであるアドネットワーク事業における当連結会計年度末の利用広告主数(稼働広告主ID数)、参加メディア数(登録パートナーサイト数等)は、下記のとおりであります。

サービス	区分	2021年12月期	2022年12月期
「A8.net (エーハチネット)」	稼働広告主ID数	3,378	3,328
	登録パートナーサイト数	3,041,654	3,206,592
「nend (ネンド)」	稼働広告主ID数	142	119
	登録パートナーサイト数	1,045,849	1,071,327

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は121,563千円であります。その主なものは、サーバー設備の増強及び自社制作ソフトウェア等であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 21 期 (2019年12月期)	第 22 期 (2020年12月期)	第 23 期 (2021年12月期)	第 24 期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売 上 高(千円)	34,200,488	29,379,998	26,700,229	7,737,529
経 常 利 益(千円)	3,785,697	2,985,053	2,516,213	2,447,646
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	2,488,514	1,991,515	1,637,207	1,535,296
1株当たり当期純利益(円)	32.85	26.95	22.63	22.34
総 資 産(千円)	27,125,192	26,321,576	24,654,807	23,855,153
純 資 産(千円)	21,053,310	20,518,285	19,705,769	17,953,779
1株当たり純資産額(円)	277.34	278.89	276.92	269.58

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 21 期 (2019年12月期)	第 22 期 (2020年12月期)	第 23 期 (2021年12月期)	第 24 期 (当事業年度) (2022年12月期)
売 上 高(千円)	31,813,507	27,676,575	24,879,023	7,111,392
経 常 利 益(千円)	3,732,140	2,945,277	2,475,431	2,512,261
当 期 純 利 益(千円)	1,786,659	2,021,415	1,748,512	1,302,227
1株当たり当期純利益(円)	23.58	27.36	24.17	18.95
総 資 産(千円)	26,438,316	25,681,738	24,422,796	23,420,911
純 資 産(千円)	20,869,008	20,363,882	19,662,672	17,677,612
1株当たり純資産額(円)	274.91	276.78	276.31	265.41

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金(千円)	当社の議決権 比 率	主要な事業内容
株式会社ファンコミュニケーションズ・グローバル	9,000	100.00%	インターネット関連事業
シーサー株式会社	15,100	100.00%	インターネット関連事業

#### (4) 対処すべき課題

当社グループでは以下の事項を対処すべき課題として取り組みを進めております。

##### ①新規事業の立ち上げ

当社グループの主力事業であるインターネット広告サービスにおいては、プラットフォームによる市場の寡占化や、参入プレイヤーの飽和が進んでおり、当社のさらなる業容拡大のためには新たな収益基盤となりうる新規事業の開拓及び育成が急務となっております。

そこで、当社グループは、ビジョンに掲げるプロシューマー・ハピネスにのっとり、生産者と消費者の双方の顔を持つプロシューマーの方々を支援する事業を中心に新規事業の立ち上げを行い、企業価値の向上を図ってまいります。

##### ②既存事業におけるサービス改善

当社グループにおいて、依然、主力の事業であるインターネット広告サービスは、消費者である個人の方がメディアとして生産者となる場を提供しており、プロシューマー支援事業の1つとして今後も重要な事業であると捉えております。当社グループは、インターネット広告サービスやその周辺事業について、さらなる事業収益拡大のために、プロシューマー支援の視点を持ったうえで、事業環境の変化への対応や顧客基盤の拡大とともにサービス利用率の向上やサービスの品質改善による差別化をしております。また、当社グループでは、今後も継続的に、広告効果の向上、ユーザビリティの改善、広告表示の適正化やインターネット広告における不正の防止等に取り組む方針であります。

##### ③リモートワークを取り入れた働く環境の改善

当社グループでは、新しい働き方を取り入れ、リソース全般の最適化や業務のオンライン化などを通じた生産性向上が、重要であると考えております。こうした観点から、可変性の高いフリーアドレスのオフィスを構築し、リモートワークと出社を組み合わせたハイブリッド型勤務の最適化を図っております。今後も、新しい働き方に対応したオフィス設備の改善、オンライン化の促進を行うことにより、さらなる生産性の向上を目指してまいります。

##### ④システム及び内部管理体制のさらなる強化

当社グループの業容拡大を支えていくためには、急激に増加しているトラフィックや取引データを管理するシステムを、費用の増加を抑えながら安定的かつ効率的に拡張するための技術開発及び運用体制の確立に注力すること、外部からの不正アクセスを防止し、取引データ、顧客企業等の情報及び個人情報保全のため、さらなるシステムの安全性強化や危機管理体制を構築すること、また当社グループ全体としての業況推移を常時正確に把握し適時・適切に経営判断へ反映させていくことが、今後さらに重要となってくると考えております。こうした観点から、一層のシステム投資や危機管理体制の確立を進めていくとともに、情報開示やコンプライアンス維持を含めた内部管理体制の充実を図る方針であります。

#### ⑤人材の確保・育成

今後の新たな視点での事業展開のために、営業部門・開発部門・管理部門の人材確保とともに、さらなる既存サービスの質の向上のため、インターネット広告におけるコンサルティング能力や技術力の向上、ノウハウの蓄積、スキルの向上等人材の育成がきわめて重要となります。当社グループといたしましては、これからの社会状況にあった人事制度、教育、研修体系の整備を行い人材育成の強化を進めてまいります。

#### (5) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

事業区分	事業内容
CPAソリューション事業	アフィリエイト広告サービス「A8.net (エーハチネット)」の運営 スマートフォンアプリ向けCPI広告サービス「seedApp (シードアップ)」の運営
ADコミュニケーション事業	スマートフォン向け運用型広告サービス「nend (ネンド)」の運営
その他	メディア事業等の運営

#### (6) 主要な営業所 (2022年12月31日現在)

##### ①当社の主要な営業所

本	社	東京都渋谷区
---	---	--------

##### ②子会社

株式会社ファンコミュニケーションズ・グローバル	東京都渋谷区
シーサー株式会社	東京都千代田区

## (7) 使用人の状況 (2022年12月31日現在)

### ①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
CPAソリューション事業	268 (6) 名	17名増 (1名減)
ADコミュニケーション事業	115 (6)	5名減 (1名増)
その他	50 (6)	4名増 (2名減)
全社 (共通)	57 (9)	8名減 (0名)
合計	490 (27)	8名増 (2名減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて8名増加しましたのは、主に業容拡大に備えた中途採用と新卒採用によるものであります。

### ②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
426 (21) 名	4名増 (0名)	33.1歳	5.1年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前事業年度末と比べて4名増加しましたのは、主に業容拡大に備えた中途採用と新卒採用によるものであります。

## (8) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

該当事項はありません。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年12月31日現在)

- |               |                                 |
|---------------|---------------------------------|
| ① 発行可能株式総数    | 240,000,000株                    |
| ② 発行済株式の総数    | 76,930,032株 (自己株式10,619,801株含む) |
| ③ 株主数         | 10,464名                         |
| ④ 大株主 (上位10名) |                                 |

株主名	所有株式数	持株比率
柳澤安慶	27,783,600株	41.90%
光通信株式会社	5,494,700株	8.29%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,072,900株	7.65%
株式会社 UH Partners 2	2,500,700株	3.77%
松本洋志	1,668,100株	2.52%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,235,500株	1.86%
アール・シー・ワイ・ブラザーズ株式会社	1,152,300株	1.74%
杉山紳一郎	1,002,600株	1.51%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	900,000株	1.36%
内田徹	648,700株	0.98%

(注) 1. 当社は自己株式を10,619,801株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権
発行決議の日	2017年5月26日	2018年6月28日	2019年6月20日
新株予約権の数	300個	300個	300個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 30,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 30,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 30,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償
行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 956円	1株当たり 768円	1株当たり 578円
新株予約権の行使期間	2020年6月1日 から 2024年5月31日 まで	2021年7月1日 から 2025年6月30日 まで	2022年7月1日 から 2026年6月30日 まで
新株予約権の行使の条件	注2	注2	注2
役員の保有状況 取締役 (社外取締役を除く) 新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	  300個 30,000株 2名	  300個 30,000株 2名	  300個 30,000株 2名
監査役 新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	  — — —	  — — —	  — — —

	第17回新株予約権	第18回新株予約権	第19回新株予約権
発行決議の日	2020年6月19日	2021年6月17日	2022年6月24日
新株予約権の数	300個	300個	300個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 30,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 30,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 30,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償
行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 480円	1株当たり 405円	1株当たり 444円
新株予約権の行使期間	2023年7月1日 から 2027年6月30日 まで	2024年7月1日 から 2028年6月30日 まで	2025年7月1日 から 2029年6月30日 まで
新株予約権の行使の条件	注2	注2	注2
役員の保有状況 取締役 (社外取締役を除く) 新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	300個 30,000株 2名	300個 30,000株 2名	300個 30,000株 2名
監査役 新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	— — —	— — —	— — —

- (注) 1. 社外取締役には新株予約権を付与しておりません。
2. 権利行使時において、当社の取締役又は監査役の地位にあること。その他の条件については、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」に定めます。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	第19回新株予約権
発行決議の日	2022年6月24日
新株予約権の数	660個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 66,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	無償
行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 444円
新株予約権の行使期間	2025年7月1日 から 2029年6月30日 まで
新株予約権の行使の条件	注
使用人等への交付状況	
当社使用人	
新株予約権の数	500個
目的となる株式数	50,000株
交付者数	11名
子会社の役員	
新株予約権の数	160個
目的となる株式数	16,000株
交付者数	4名

(注) 権利行使時において、当社の取締役、監査役又は使用人の地位にあること。その他の条件については、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」に定めます。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2022年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	柳澤安慶	
取締役副社長	松本洋志	
取締役	二宮幸司	執行役員 ADプラットフォーム事業部長 新規事業開発部長 コミュニケーションデザイン部管掌 株式会社ファンコミュニケーションズ・グローバル取締役
取締役	吉永敬	執行役員 A8事業部長 A8事業部第1営業推進部長 A8事業部第3営業推進部長 ビジネス開発1部長 シーサー株式会社取締役
取締役	小尾一介	Link Asia Capital株式会社代表取締役パートナー 株式会社インバウンドテック社外監査役 クロスレーションズ株式会社代表取締役 株式会社インフォネット社外取締役
取締役	穂谷野智	株式会社ホルン代表取締役
常勤監査役	春原幸充	
監査役	丸野登紀子	出澤総合法律事務所(弁護士) 株式会社地域新聞社社外監査役 ライト工業株式会社社外監査役
監査役	山田憲次	株式会社ファンテック代表取締役

- (注) 1. 取締役小尾一介及び穂谷野智の2氏は、社外取締役であります。
2. 監査役春原幸充、丸野登紀子及び山田憲次の3氏は、社外監査役であります。
3. 2022年3月29日開催の第23回定時株主総会において、丸野登紀子氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。
4. 監査役柿本謙二氏は2022年6月9日をもって逝去により退任いたしました。これに伴い、同日付で補欠監査役山田憲次氏が監査役に就任いたしました。
5. 当社は取締役小尾一介及び穂谷野智、監査役春原幸充、丸野登紀子及び山田憲次の5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 当事業年度中に担当及び重要な兼職が異動となった取締役

氏名	異動日	新役職、担当及び重要な兼職	旧役職、担当及び重要な兼職
柳澤安慶	2022年1月1日	代表取締役 広報室管掌 アライアンス室管掌 情報システム部管掌	代表取締役 広報室管掌 アライアンス室管掌
	2022年4月1日	代表取締役	代表取締役 広報室管掌 アライアンス室管掌 情報システム部管掌
二宮幸司	2022年1月1日	取締役 執行役員 ADプラットフォーム事業部長 新規事業開発部長 コミュニケーションデザイン部管掌 採用企画チーム管掌 株式会社ファンコミュニケーションズ・グローバル取締役	取締役 執行役員 ADプラットフォーム事業部長 新規事業開発部長 ビジネス開発2部管掌 コミュニケーションデザイン部管掌 採用企画チーム管掌 株式会社ファンコミュニケーションズ・グローバル取締役
	2022年10月1日	取締役 執行役員 ADプラットフォーム事業部長 新規事業開発部長 コミュニケーションデザイン部管掌 株式会社ファンコミュニケーションズ・グローバル取締役	取締役 執行役員 ADプラットフォーム事業部長 新規事業開発部長 コミュニケーションデザイン部管掌 採用企画チーム管掌 株式会社ファンコミュニケーションズ・グローバル取締役

氏名	異動日	新役職、担当及び重要な兼職	旧役職、担当及び重要な兼職
吉永 敬	2022年1月1日	取締役 執行役員 A8事業部長 A8事業部第1営業 推進部長 A8事業部第3営業 推進部長 ビジネス開発1部 管掌 シーサー株式会社 取締役	取締役 執行役員 A8事業部長 A8事業部第2営業 推進部長 A8事業部第3営業 推進部長 ビジネス開発1部 管掌 シーサー株式会社 取締役
	2022年8月1日	取締役 執行役員 A8事業部長 A8事業部第1営業 推進部長 A8事業部第3営業 推進部長 ビジネス開発1部 長 シーサー株式会社 取締役	取締役 執行役員 A8事業部長 A8事業部第2営業 推進部長 A8事業部第3営業 推進部長 ビジネス開発1部 管掌 シーサー株式会社 取締役

## ② 当事業年度中に退任した監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
出澤 秀二	2022年3月29日	任期満了	社外監査役 出澤総合法律事務所代表 (弁護士)
柿本 謙二	2022年6月9日	逝去	社外監査役 アーク総合事務所代表 (公認会計士、税理士) 株式会社アイビービー代 表取締役 IPB SINGAPORE PTE. LTD. 代表取締役 株式会社MSコンサルティ ング代表取締役

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限ります。なお、2022年6月9日付で退任となった監査役柿本謙二氏との間で同様の契約を締結しておりました。

#### ④ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### ⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行なった行為に起因して損害賠償請求された場合に負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、2022年11月22日開催の当社取締役会の決議に基づき、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

#### ⑥ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について、2021年2月19日開催の取締役会において決議し、株主総会の決議により決定された報酬の総額の範囲内で、報酬諮問委員会において、個人別の報酬について決議しております。当社の役員報酬体系および報酬制度の概要は以下のとおりであります。

##### a. 当社の役員報酬に関する方針

当社は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。報酬は、金銭報酬としての「基本報酬」、非金銭報酬としての「株式報酬」により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払います。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会において当該決定方針に基づき審議し、決定していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

各報酬の決定に関する方針は、以下のとおりです。

イ。「基本報酬」は、月例の固定報酬とし、報酬諮問委員会において、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

ロ。「株式報酬」は、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、ストック・オプションとして新株予約権を割当てるものとし、株主総会で報酬額上限を決議する。報酬諮問委員会において、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準、既に所有済の株式数等をも考慮しながら、総合的に勘案して取締役個人への割当額を決定する。また、業務を実際に執行す

る取締役について株式報酬のウェイトが高まる構成とする。

b. 報酬諮問委員会の概要

2019年3月20日開催の当社取締役会の決議により、報酬諮問委員会を設置しております。報酬諮問委員会は取締役3名（代表取締役 柳澤安慶氏、小尾一介氏（社外取締役）、穂谷野智氏（社外取締役））で過半数を社外取締役に組織しており、取締役会で決議された役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に基づき、報酬決定プロセスに客観性及び透明性を確保する為に以下の項目について審議、決定を行っております。

イ. 当社取締役が受ける個人別の報酬の内容等

ロ. その他、前各号に付随して取締役会が必要と認めた事項

⑦ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動 報酬等	株式報酬	
取締役	107,188	104,700	—	2,488	6名
（うち社外取締役）	(7,200)	(7,200)	(—)	(—)	(2)
監査役	14,520	14,520	—	—	5
（うち社外監査役）	(14,520)	(14,520)	(—)	(—)	(5)
合 計	121,708	119,220	—	2,488	11
（うち社外役員）	(21,720)	(21,720)	(—)	(—)	(7)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 株式報酬として、取締役が株主保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、ストック・オプションを交付しております。当該ストック・オプションの内容及びその交付状況は、「(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

3. 取締役の報酬限度額は、2015年3月26日開催の第16回定時株主総会において取締役7名を対象に年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は0名）です。

また別枠で、取締役について2021年3月26日開催の第22回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役4名を対象にストック・オプション報酬額として年額90万円以内と決議いただいております当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名です。

4. 監査役の報酬限度額は、2015年3月26日開催の第16回定時株主総会において監査役4名を対象に年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
5. 取締役会は、報酬決定プロセスに客観性及び透明性を確保するため、報酬諮問委員会を構成する代表取締役柳澤安慶氏、社外取締役小尾一介氏、社外取締役徳谷野智氏に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の役位、職責等を踏まえた株式報酬の割当額の決定を委任しております。

## ⑧ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役小尾一介氏は、Link Asia Capital株式会社の代表取締役パートナーであり、クロスロケーションズ株式会社の代表取締役であります。また、株式会社インフォネットの社外取締役であり、株式会社インバウンドテックの社外監査役であります。なお、当社とLink Asia Capital株式会社、クロスロケーションズ株式会社、株式会社インフォネット及び株式会社インバウンドテックとの間に特別の関係はありません。
- ・取締役徳谷野智氏は、株式会社ホルンの代表取締役であります。なお、当社と株式会社ホルンとの間に特別の関係はありません。
- ・監査役柿本謙二氏の退任時の兼職は、アーク総合事務所代表であり、株式会社アイピービー、IPB SINGAPORE PTE. LTD. 及び株式会社MSコンサルティングの代表取締役であります。なお、当社とアーク総合事務所、株式会社アイピービー、IPB SINGAPORE PTE. LTD. 及び株式会社MSコンサルティングとの間に特別の関係はありません。
- ・監査役丸野登紀子氏は、株式会社地域新聞社の社外監査役であり、ライト工業株式会社の社外監査役であります。なお、当社と株式会社地域新聞社及びライト工業株式会社との間に特別の関係はありません。
- ・監査役山田憲次氏は、株式会社ファンテックの代表取締役であります。株式会社ファンテックは保険代理店として当社の付保する損害保険契約の一部の募集及び契約業務を行っており、当該事業年度における、当社から株式会社ファンテックへの支払総額は5,118,600円であり、そのすべては保険料としての支払であります。また、当社グループ連結売上高に占める割合は0.07%未満であります。

ロ、当事業年度における主な活動状況

	出席・発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 小尾一介	当事業年度中に開催された取締役会17回すべてに出席しております。主に、企業経営の見地から発言を行っており、特に新規事業における戦略及び投資戦略について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 穂谷野智	当事業年度中に開催された取締役会17回すべてに出席しております。主に、企業経営の見地から発言を行っており、特に既存事業における戦略及びマーケティング指標について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 春原幸夫	当事業年度中に開催された取締役会17回すべてに出席し、また監査役会16回すべてに出席しております。取締役会及び監査役会において、主に、企業経営の見地から発言を行っております。
監査役 柿本謙二	2022年6月9日の退任までの当事業年度中に開催された取締役会7回すべてに出席し、また監査役会9回すべてに出席しております。取締役会及び監査役会において、主に、財務・会計の見地から発言を行っております。
監査役 丸野登紀子	2022年3月29日就任以降、当事業年度中に開催された取締役会13回すべてに出席し、また監査役会10回すべてに出席しております。取締役会及び監査役会において、主に、法令・コンプライアンス体制強化の見地から発言を行っております。
監査役 山田憲次	2022年6月9日就任以降、当事業年度中に開催された取締役会9回すべてに出席し、また監査役会7回すべてに出席しております。取締役会及び監査役会において、主に、リスクマネジメントの見地から発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称	有限責任 あずさ監査法人	
② 報酬等の額	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,200千円
	当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金 銭その他の財産上の利益の合計額	25,200千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額で記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定します。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 当社は、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という）の取締役、従業員を含めたグループ全体のコンプライアンス管理規程を定め、体制の整備及び維持を図る。また、組織規程・稟議決裁規程等の社内規程を整備し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、法令等遵守のための研修や教育を行うものとする。
  - ロ. 取締役会については取締役会規程の定めに従いその適切な運営を確保する。取締役会は、月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
  - ハ. 当社グループの財務報告の適正性確保のため、当社は、経理関係規程、システム管理規程、内部監査に関する規程等を定め、財務報告の適正性と適正開示を確保するための体制の充実を図り、同体制につき、その整備・運用状況を適切に評価し改善を図る。
  - ニ. 当社グループは、反社会的勢力及び団体とは一切の関係をもたず、組織全体で毅然とした態度で臨むことを当社グループの取締役及び従業員に対して周知徹底するとともに、反社会的勢力排除のための体制を整備する。
  - ホ. 当社は監査役会設置会社であり、監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、取締役の職務執行の監査を行っている。また社外監査役として公認会計士や弁護士等の専門家を選任し、監査の実効性を高める。
  - ヘ. 当社は、内部監査機関として社長直属組織である社長室に内部監査の機能を持たせ、年度ごとの内部監査スケジュールに沿った内部監査を実施し、当社グループの内部統制組織の有効性をモニタリングするとともにコンプライアンス遵守体制を調査検証する。
  - ト. 当社グループの取締役及び従業員は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合又はその旨の報告を受けた場合には、直ちに当社の監査役、取締役又は代表取締役に報告するものとする。報告を受けた者は、直ちにコンプライアンス管理規程に従って対応するものとする。また当社グループの監査役は当社又は子会社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、当社の取締役に対し、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
  - チ. 当社グループの法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、コンプライアンス管理規程を定め、社外の弁護士等を外部の直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、運用を行う。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 取締役の職務執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ）については、文書取扱規程の定めに従い、担当職務に応じて適切に保存しかつ管理する。
1. 株主総会議事録と関連資料
  2. 取締役会議事録と関連資料
  3. 取締役が主催するその他の重要な会議の議事録と関連資料
  4. 取締役を決定者とする決定書類及び付属書類
  5. その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
- ロ. 上記イに定める文書は、少なくとも10年間保管するものとし、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 当社グループの業務執行に係るリスクとして、以下1から7のリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。
1. 市場環境、技術革新等の外部要因によるリスク（営業停止、損失発生）
  2. 法的規制によるリスク（営業停止、信用失墜、損失発生）
  3. 地震、洪水、事故、火災等の災害によるリスク（営業停止、損失発生）
  4. 個人情報を含む機密情報漏洩によるリスク（信用失墜、損失発生）
  5. 基本サービス又は社内ネットワークシステムが正常に機能しないことによるリスク（営業停止、損失発生）
  6. 役員・従業員の不適切な業務執行によるリスク（信用失墜、損失発生）
  7. その他、取締役会が重大と判断するリスク
- ロ. リスク管理体制の基礎として、当社グループ全体のリスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、当社の社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡体制及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
- ハ. 当社は、子会社のリスク管理状況を適切に確認し、当社グループ全体のリスク管理体制の整備に努めるものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に取締役及び各部の責任者によって構成される経営会議において議論を行った上で執行決定を行うものとする。
- ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程・稟議決裁規程において、それぞれの責任者及び執行手続について定める。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、当社グループの経営管理の基本方針についてグループ会社管理規程を定め、これに従い各子会社内の取締役等より決裁申請・報告を受けるものとし、また、適切にモニタリングを行うことにより、各子会社の取締役等の職務の執行の適正及び効率性を確保するものとする。

- ロ. 子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部監査機関又はコンプライアンス担当部門に報告するものとする。内部監査機関又はコンプライアンス担当部門は直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べるができるものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ⑥ 監査役職務を補助すべき従業員に関する事項と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項
  - イ. 監査役が求めた場合は、監査役職務を補助すべき従業員として、監査役補助者を任命することができる。
  - ロ. 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。また、監査役補助者は、監査役から直接指示を受けて業務を行うものとし、監査役の指示は会社の指示に優先する。
- ⑦ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - イ. コンプライアンス管理規程等に当社グループの取締役及び従業員が当社の監査役に報告すべき事項及び時期についての規定を置き、当該規定に基づき、当社グループの取締役及び従業員は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。また、監査役はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役及び従業員に対して報告を求めることができるものとする。
  - ロ. 当社グループの取締役及び従業員は、前号の報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないものとする。
  - ハ. 監査役職務を執行する上で必要な費用については、その請求により、速やかに支払うものとする。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. コンプライアンス管理規程を定め、管理部によるコンプライアンス研修、個人情報保護研修、役職に応じた業務上認識が必要な法知識吸収の教育、各種実務対応セミナー等を適宜行っております。
  - ロ. 取締役会を、毎月1回、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令定款違反行為を未然に防止しております。
  - ハ. 反社会的勢力及び団体とは一切の関係をもたないことを周知徹底するとともに、反社会的勢力排除のため取引先、従業員、当社運営サービスに登録した会員のチェックを行っております。
  - ニ. 社外監査役として会社経営者、公認会計士、弁護士等の専門家を選任し、監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、取締役の職務執行の監査を行っております。
  - ホ. 社長直属組織である社長室に内部監査の機能を持たせ、内部統制組織の有効性をモニタリングするとともにコンプライアンス遵守体制の調査検証を行っております。

- へ、業務上の不正行為を認知した場合、コンプライアンス通報制度又は職制を通じて速やかに事実を通報し、リスクマネジメント委員会にて事実確認、対応指示を行い、その結果を取締役会に報告することになっております。
  - ト、コンプライアンス通報制度において、通報内容の性質等から通報者に不利益が生じるおそれがあるときは、予め定めてある社外の法律事務所を通報窓口及び相談窓口としております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
文書取扱規程の定めに従い、適切に保存、管理し取締役及び監査役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスク管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築しております。また、1年に2回以上リスクマネジメント委員会を開催し、リスクの把握、管理、対応を行っております。なお、不測の事態が発生した場合には、当社の社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害を最小限に止めます。なお、当事業年度の開催日は2022年4月28日、10月24日の2回であります。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ、取締役会を毎月1回、その他必要に応じて適宜臨時に開催し機関決定を行い、取締役及び各部の責任者以上によって構成される経営会議を毎月2回開催し、情報共有と課題の抽出、対応の指示を行っております。
  - ロ、取締役会の機関決定に基づく業務執行については、組織規程や決裁基準の定めに従い対応しております。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
グループ会社管理規程を定め、各子会社の取締役等の職務の執行の適正及び効率性を確保するとともに、当社管理部が子会社の規程整備状況や運用状況を適宜確認し指導を行っております。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項  
現在、監査役補助者はおりませんが、必要に応じ監査役会の同意を得た上で監査役補助者を任命することができ、監査役補助者は、監査役から直接指示を受けて業務を行うこととされております。
- ⑦ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制  
コンプライアンス管理規程に監査役に報告すべき事項及び時期についての規定があり、また、監査役は職務を執行する上で必要な費用については、速やかに支払っております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	20,976,075	流 動 負 債	5,764,173
現金及び預金	16,982,969	買 掛 金	4,458,211
売 掛 金	3,234,869	未 払 法 人 税 等	485,881
有 価 証 券	299,740	賞 与 引 当 金	13,659
そ の 他	495,636	そ の 他	806,421
貸 倒 引 当 金	△37,140	固 定 負 債	137,200
固 定 資 産	2,879,078	そ の 他	137,200
有 形 固 定 資 産	100,072	負 債 合 計	5,901,374
建 物	57,561	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	42,511	株 主 資 本	17,848,369
無 形 固 定 資 産	331,091	資 本 金	1,173,673
そ の 他	331,091	資 本 剰 余 金	278,373
投 資 そ の 他 の 資 産	2,447,914	利 益 剰 余 金	21,150,503
投 資 有 価 証 券	1,862,828	自 己 株 式	△4,754,180
そ の 他	601,281	その他の包括利益累計額	27,356
貸 倒 引 当 金	△16,195	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	27,356
資 産 合 計	23,855,153	新 株 予 約 権	78,053
		純 資 産 合 計	17,953,779
		負 債 純 資 産 合 計	23,855,153

# 連 結 損 益 計 算 書

（ 2022年1月1日から  
2022年12月31日まで ）

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	7,737,529
売 上 原 価	1,638,975
売 上 総 利 益	6,098,553
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,691,368
営 業 利 益	2,407,185
営 業 外 収 益	75,360
受 取 利 息	6,394
受 取 配 当 金	4,800
為 替 差 益	57,947
そ の 他	6,218
営 業 外 費 用	34,899
投 資 事 業 組 合 運 用 損	31,377
自 己 株 式 取 得 費 用	3,517
そ の 他	4
経 常 利 益	2,447,646
特 別 利 益	833
固 資 産 売 却 益	368
新 株 予 約 権 戻 入 益	465
特 別 損 失	146,475
投 資 有 価 証 券 評 価 損	12,999
減 損 損 失	75,105
訴 訟 関 連 損 失	43,765
そ の 他	14,604
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	2,302,004
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	806,877
法 人 税 等 調 整 額	△40,170
当 期 純 利 益	1,535,296
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	-
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	1,535,296

# 貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	20,095,027	<b>流 動 負 債</b>	5,608,494
現金及び預金	16,362,102	買掛金	4,393,313
売掛金	3,146,021	未払金	414,964
有価証券	299,740	未払費用	2,014
前渡金	52,757	未払法人税等	485,412
前払費用	166,194	未払消費税等	56,857
その他	105,352	前受金	170,911
貸倒引当金	△37,140	預り金	65,314
<b>固 定 資 産</b>	3,325,883	賞与引当金	13,659
<b>有 形 固 定 資 産</b>	93,497	その他	6,048
建物	57,561	<b>固 定 負 債</b>	134,803
工具、器具及び備品	35,935	その他	134,803
<b>無 形 固 定 資 産</b>	340,225	<b>負 債 合 計</b>	5,743,298
ソフトウェア	210,379	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソフトウェア仮勘定	129,846	<b>株 主 資 本</b>	17,572,202
<b>投資その他の資産</b>	2,892,161	<b>資 本 金</b>	1,173,673
投資有価証券	1,862,828	<b>資 本 剰 余 金</b>	278,373
関係会社株式	509,449	資本準備金	278,373
関係会社長期貸付金	173,088	<b>利 益 剰 余 金</b>	20,874,336
破産更生債権等	1,595	利益準備金	105,401
長期前払費用	18,287	その他利益剰余金	20,768,934
繰延税金資産	198,817	繰越利益剰余金	20,768,934
その他	129,689	<b>自 己 株 式</b>	△4,754,180
貸倒引当金	△1,595	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	27,356
		<b>新 株 予 約 権</b>	78,053
<b>資 産 合 計</b>	23,420,911	<b>純 資 産 合 計</b>	17,677,612
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	23,420,911

# 損 益 計 算 書

（ 2022年1月1日から  
2022年12月31日まで ）

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	7,111,392
売 上 原 価	1,375,625
売 上 総 利 益	5,735,767
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,274,736
営 業 利 益	2,461,030
営 業 外 収 益	86,129
受 取 利 息	1,930
有 価 証 券 利 息	5,341
受 取 配 当 金	4,800
為 替 差 益	30,742
業 務 受 託 料	37,711
そ の 他	5,601
営 業 外 費 用	34,899
投 資 事 業 組 合 運 用 損	31,377
自 己 株 式 取 得 費 用	3,517
そ の 他	4
経 常 利 益	2,512,261
特 別 利 益	465
新 株 予 約 権 戻 入 益	465
特 別 損 失	453,458
投 資 有 価 証 券 評 価 損	12,999
関 係 会 社 株 式 評 価 損	374,718
減 損 損 失	21,970
訴 訟 関 連 損 失	43,765
そ の 他	3
税 引 前 当 期 純 利 益	2,059,267
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	803,569
法 人 税 等 調 整 額	△46,529
当 期 純 利 益	1,302,227

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年2月15日

株式会社ファンコミュニケーションズ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上原	義弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	細矢	聡

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ファンコミュニケーションズの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファンコミュニケーションズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年2月15日

株式会社ファンコミュニケーションズ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上原	義弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	細矢	聡

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ファンコミュニケーションズの2022年1月1日から2022年12月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等によって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任あずさ監査法人と協議を行うと共に、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんでした。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月15日

株式会社ファンコミュニケーションズ 監査役会  
常勤監査役（社外監査役） 春 原 幸 充 ㊟  
監査役（社外監査役） 丸 野 登 紀 子 ㊟  
監査役（社外監査役） 山 田 憲 次 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第24期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金19円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,259,894,389円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年3月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を付与することにより、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図るため、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものいたします。

また、迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設を行います。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>第4条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第8条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>3. 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第8条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第9条（株主名簿管理人）</p> <p>1.（条文省略）</p> <p>2.株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議により定め、これを公告する。</u></p> <p>3.（条文省略）</p> <p>第10条（株式取扱規程）</p> <p>当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第11条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条（取締役の員数）</p> <p>当会社の取締役は10名以内とする。</p> <p>（新設）</p> <p>第18条（取締役の選任）</p> <p>1.当会社の取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2.（条文省略）</p> <p>第19条（取締役の任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>（新設）</p>	<p>第9条（株主名簿管理人）</p> <p>1.（現行どおり）</p> <p>2.株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u></p> <p>3.（現行どおり）</p> <p>第10条（株式取扱規程）</p> <p>当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第11条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条（取締役の員数）</p> <p><u>1.当会社の取締役は10名以内とする。</u></p> <p><u>2.前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>第18条（取締役の選任）</p> <p>1.当会社の取締役は、<u>株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2.（現行どおり）</p> <p>第19条（取締役の任期）</p> <p><u>1.取締役の任期（監査等委員であるものを除く。）は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2.監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第20条 (代表取締役)</p> <p>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>第21条 (役付取締役)</p> <p>取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>第23条 (取締役会の招集通知)</p> <p>1. <u>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条～第25条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第26条 (条文省略)</p>	<p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第20条 (代表取締役)</p> <p>取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>第21条 (役付取締役)</p> <p>取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>第23条 (取締役会の招集通知)</p> <p>1. <u>取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第24条～第25条 (現行どおり)</p> <p><u>第26条 (重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第27条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第27条（取締役の報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>第28条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>第29条（監査役の数）</u></p> <p><u>当会社の監査役は5名以内とする。</u></p> <p><u>第30条（監査役の選任）</u></p> <p><u>1.当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2.監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>3.当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の数に欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>4.前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p><u>第31条（監査役任期）</u></p> <p><u>監査役任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとする。ただし、任期満了前に退任した監査役の補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第28条（取締役の報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>第29条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p>

現行定款	変更案
<p><u>第32条（常勤の監査役）</u>  <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>第33条（監査役会の招集通知）</u>  1. <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  2. <u>監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第34条（監査役会の決議の方法）</u>  <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p>	(削除)
<p><u>第35条（監査役会規程）</u>  <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>第36条（監査役の報酬等）</u>  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>第37条（監査役の責任免除）</u>  1. <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第38条 (条文省略)</p> <p>第39条 (条文省略)</p> <p>第40条 (会計監査人の報酬等)</p> <p>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第41条～第44条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>第30条 (監査等委員会の招集通知)</p> <p>1. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員会に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>第31条 (監査等委員会規程)</p> <p>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>第34条 (会計監査人の報酬等)</p> <p>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第35条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第24回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

当社は第2号議案の定款一部変更の件が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行致します。これに伴い、取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	再任 やなぎさわ やすよし 柳澤 安慶 (1964年10月20日生)	1999年10月 当社設立 代表取締役社長（現任） (当社における地位、担当) 代表取締役社長	27,783,600株
2	再任 まつもと ひろし 松本 洋志 (1960年4月10日生)	1999年10月 当社設立 取締役副社長（現任） (当社における地位、担当) 取締役副社長	1,668,100株
3	再任 にのみや こうじ 二宮 幸司 (1979年3月11日生)	2004年4月 当社入社 2011年1月 MC事業部ADN推進部長 2012年3月 ADN事業部長 2013年4月 執行役員（現任） 2015年3月 取締役（現任） (当社における地位、担当) 取締役 執行役員 ADプラットフォーム事業部長、新規事業 開発部長、コミュニケーションデザイン 部管掌、 (重要な兼職の状況) 株式会社ファンコミュニケーションズ・ グローバル取締役	11,600株
4	再任 よしなが たかし 吉永 敬 (1981年2月18日生)	2005年4月 当社入社 2008年7月 A8事業部新規開発部長 2011年10月 A8事業部長 2013年4月 執行役員（現任） 2015年3月 取締役（現任） (当社における地位、担当) 取締役 執行役員 A8事業部長、A8事業部第1営業推進部 長、A8事業部第3営業推進部長、ビジネ ス開発1部長 (重要な兼職の状況) シーサー株式会社取締役	16,900株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
5	再任・社外取締役 おびかずすけ 小尾 一介 (1953年12月4日生)	1977年9月 アルファレコード株式会社 入社 1988年8月 サイトロン・アンド・アート 株式会社 代表取締役 2002年10月 株式会社デジタルガレージ 取締役 2009年7月 グーグル株式会社 執行役員 2012年12月 インモビジャパン株式会社 日本代表 2015年10月 Link Asia Capital株式会社 代表取締役 パートナー (現任) 2017年3月 株式会社インバウンドテック 社外監査役 (現任) 2017年11月 クロスロケーションズ株式会 社 代表取締役 (現任) 2018年3月 当社社外取締役 (現任) 2018年6月 フューチャーベンチャーキャ ピタル株式会社 社外取締役 2018年6月 株式会社インフォネット 社 外取締役 (現任) (当社における地位、担当) 社外取締役 (重要な兼職の状況) Link Asia Capital株式会社 代表取締 役 パートナー 株式会社インバウンドテック 社外監査 役 クロスロケーションズ株式会社 代表取 締役 株式会社インフォネット 社外取締役	100株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
6	再任・社外取締役 ほやのさとし 穂谷野 智 (1962年1月11日生)	1984年4月 富士ゼロックス株式会社 入社 2000年4月 株式会社オン・ザ・エッジ (現LINE株式会社) 入社 2003年3月 株式会社イーエックスマーケ ティング 取締役 2004年11月 バリュークリックジャパン株 式会社 取締役 2006年1月 株式会社セシール 取締役 2006年2月 株式会社ライブドアマーケテ ィング 代表取締役社長 2008年7月 ソネット・メディア・ネット ワークス株式会社 代表取締 役社長 (現SMN株式会社) 2014年11月 株式会社ホルン 代表取締役 (現任) 2018年3月 当社社外取締役 (現任) 2018年11月 株式会社ガイドデント 代表 取締役会長 (当社における地位、担当) 社外取締役 (重要な兼職の状況) 株式会社ホルン 代表取締役	10,000株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小尾一介氏及び穂谷野智氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役選任の理由及び果たすことが期待される役割について、小尾一介氏及び穂谷野智氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。また、両氏はインターネット広告に精通し専門的な知識を有しており、且つ優れた経営上の成功経験を持ちその成功経験をもとに当社の経営を促進することが期待でき、社外取締役としてその職務を適切に遂行していただけると判断しております。
4. 小尾一介氏及び穂谷野智氏は2018年3月より当社社外取締役を務めており、その就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
5. 小尾一介氏及び穂谷野智氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、再任の場合は、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限りです。
6. 当社は、小尾一介氏と穂谷野智氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指

定し、同取引所に届け出ておりますが、本議案がご承認された場合には、両氏を引き続き独立役員とする予定であります。

7. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行なった行為に起因して損害賠償請求された場合に負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。各候補者の選任が承認され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、2022年11月22日開催の当社取締役会の決議に基づき、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案の定款一部変更の件が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行致します。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を発生するものとします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式数
1	新任 さとう よしかつ 佐藤 吉勝 (1967年7月21日生)	2000年11月 当社入社 2002年10月 営業部長 2004年4月 執行役員 2005年1月 営業本部長 2005年3月 取締役 2018年3月 取締役退任	293,800株
2	新任 まるの ときこ 丸野 登紀子 (1973年7月21日生)	2002年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 2002年10月 出澤総合法律事務所入所（現任） 2016年11月 株式会社地域新聞社 社外監査役（現任） 2017年6月 株式会社ニチリョク 社外監査役 2019年6月 ライト工業株式会社 社外監査役（現任） 2022年3月 当社社外監査役（現任）  (重要な兼職の状況) 出澤総合法律事務所（弁護士） 株式会社地域新聞社 社外監査役 ライト工業株式会社 社外監査役	0株

	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	<p style="text-align: center;">新任</p> こいずみ まさあき 小泉 正明 (1964年10月4日生)	1987年10月 英和監査法人(現有限責任あ ずさ監査法人)入所 1991年8月 公認会計士登録 2003年10月 小泉公認会計士事務所開設 同所所長(現任) 2004年6月 株式会社インターネットイニ シアティブ 監査役 2006年8月 双葉監査法人代表社員 2008年3月 ライフネット生命保険株式会 社 取締役 2015年2月 株式会社キューソー流通シス テム 社外監査役(現任) 2018年6月 マネックスグループ株式会社 社外取締役(監査委員会委員 長)(現任)  (重要な兼職の状況) 小泉公認会計士事務所 所長 株式会社キューソー流通システム 社外 監査役 マネックスグループ株式会社 社外取締 役(監査委員会委員長)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 丸野登紀子氏及び小泉正明氏は社外取締役候補者であります。
3. 丸野登紀子氏を監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、弁護士としての高度な専門的知識を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により監査等委員である取締役として、その職務を適切に遂行していただくと判断しております。
4. 小泉正明氏を監査等委員である取締役候補者とした理由及び役割の概要は、公認会計士として企業経営及び企業財務に精通しており、この知識と経験を当社監査体制の強化に生かしていただくことを期待したためであります。
5. 当社は丸野登紀子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、再任の場合は、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限りです。また、小泉正明氏選任の場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、丸野登紀子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりますが、本議案をご承認された場合には、同氏を引き続き独立役員とする予定であります。

7. 小泉正明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
8. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行なった行為に起因して損害賠償請求された場合に負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。各候補者の選任が承認され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、2022年11月22日開催の当社取締役会の決議に基づき、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	当社における 地位	企業経営	業界知識	営業・ マーケティング	新規事業開発	財務・会計	法務・ リスク管理
柳澤安慶	代表取締役	●	●	●	●		
松本洋志	取締役	●	●	●	●		
二宮幸司	取締役	●	●	●	●		
吉永敬	取締役	●	●	●			
小尾一介	社外取締役	●	●	●			
穂谷野智	社外取締役	●	●	●			
佐藤吉勝	監査等委員	●	●	●			
丸野登紀子	監査等委員						●
小泉正明	監査等委員					●	

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第2号議案の定款一部変更の件が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行致します。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
やまだ けんじ 山田 憲次 (1958年5月3日生)	1982年4月 AIU保険会社入社 1994年4月 有限会社ファンテック設立 1998年6月 ケンコーマヨネーズ株式会社 社外 監査役 2001年12月 株式会社ファンテック 代表取締役 (現任) 2022年6月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ファンテック代表取締役	1,700株

- (注) 1. 候補者が代表取締役を務める株式会社ファンテックは保険代理店として当社の付保する損害保険契約の一部の募集及び契約業務を行っております。
2. 当該事業年度における、当社から株式会社ファンテックへの支払総額は5,118,600円であり、そのすべては保険料としての支払であります。また、当社グループ連結売上高に占める割合は0.07%未満であります。
3. 山田憲次氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 山田憲次氏を補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、企業経営及びリスクマネジメントに精通しており、その知識、経験を当社監査体制の強化に生かしていただくことを期待したためであります。
5. 山田憲次氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない場合に限りです。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行なった行為に起因して

損害賠償請求された場合に負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を填补することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、山田憲次氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、2022年11月22日開催の当社取締役会の決議に基づき、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### **第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬枠設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2015年3月26日開催の第16回定時株主総会において年額300,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は第2号議案の定款一部変更の件が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を「年額300,000千円以内（うち社外取締役30,000千円以内）」と定めることとさせていただきたいと存じます。取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の限度額は2015年3月26日開催の第16回定時株主総会において決議いただいた金額と同額であります。

本議案は経済情勢、当社の規模、取締役の人数等諸般の事情を勘案して、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬枠を決定するものであり、当社任意の諮問機関である報酬諮問委員会の審議において必要かつ相当な内容であると判断しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は6名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が発生するものとします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬枠設定の件

当社は、第2号議案の定款一部変更の件が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

第361条第1項及び第2項の定めに従い、経済情勢等初版の事情を勘案して、監査等委員である取締役の報酬等の額を「年額30,000千円以内」と定めることとさせていただきますと存じます。

当社の監査役の報酬等の額は、2015年3月26日開催の第16回定時株主総会において年額30,000千円以内とご承認いただいておりますが、これまでの監査役の報酬額、監査等委員である取締役の職責等を総合的に勘案し、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が発生するものとします。

**第8号議案** 当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものとし、その発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、本議案は、会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対し、報酬等として上記ストック・オプションとしての新株予約権を年額90,000千円の範囲で発行することにつき、併せてご承認をお願いするものであります。

1. 提案の趣旨

- (1) 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

- (2) 当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する報酬等としての新株予約権の発行について

当社は第2号議案の定款一部変更の件が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、第6号議案の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬枠設定の件が承認可決されますと年額300,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）となります。つきましては、年額の取締役（監査等委員である取締役を除く）報酬とは別枠として、年額90,000千円の範囲内でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

この報酬等として当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対し発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価値（ブラック・ショールズ・モデルにより算定する）に、割当日に在任する当社取締役に発行する新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、第3号議案のご承認が得られますと、本議案の対象となる取締役は4名となります。

### (3) 当社の役員報酬に関する方針について

当社は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。報酬は、金銭報酬としての「基本報酬」、非金銭報酬としての「株式報酬」により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払います。各報酬の決定に関する方針は、以下のとおりであります。

- ① 「基本報酬」は、月例の固定報酬とし、報酬諮問委員会において、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。
- ② 「株式報酬」は、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、ストック・オプションとして新株予約権を割当てるものとし、株主総会で報酬額上限を決議する。報酬諮問委員会において、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準、既に所有済の株式数等をも考慮しながら、総合的に勘案して取締役個人への割当額を決定する。また、業務を実際に執行する取締役について株式報酬のウェイトが高まる構成とする。

## 2. 新株予約権の要領

### (1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員

### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式100,000株を上限とする。このうち、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に割り当てる新株予約権の上限は、当社普通株式100,000株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が会社分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は取締役会決議によって必要と認める株式数の調整を行う。

### (3) 新株予約権の総数

1,000個を上限とする。このうち、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に割り当てる新株予約権の個数は、1,000個を上限とする。

（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株。ただし、（2）に定める調整を行った場合は、同様の調整を行う）

### (4) 新株予約権の払込金額

無償で発行するものとする。

### (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される新株予約権の目的たる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に（3）に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における金融商品取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の最終価格（当日の最終価格がない場合には、それに先立つ直近日の最終価格）を下回る場合は、新株予約権発行日の最終価格を行使価額とする。新株予約権の行使に係る新株の発行価額又は株式の譲渡価額の年間合計額（他の新株予約権を含む行使合計額）は1,200万円を超えないこととする。

なお、発行日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上の算式において、「既発行株式数」とは調整後の行使価額が適用される日の前日における当社の発行済普通株式数から、同日における当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分をすることにより調整が行われる場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が会社分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は取締役会決議によって必要と認める行使価額の調整を行う。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から3年を経過する日の翌月の月初を始期としてその後4年間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）が、権利行使時において当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役会が正当な理由があると認める場合はこの限りでない。
- ② その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者の間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権者が権利行使をする前に、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位を喪失したことにより新株予約権を行使できなかった場合、当社は当該新株予約権については無償で取得することができるものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(11) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

## (12) 組織再編等に伴う取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、当社は、残存新株予約権を無償で取得することができ、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画（以下「組織再編契約等」という）において定めた場合に限るものとし、組織再編契約等の定めと以下の定めが異なる場合は組織再編契約等の定めが優先するものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数  
をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（2）に準じて決定する
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（5）に準じて決定する。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記（6）に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開  
始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記  
（6）に定める残存新株予約権を行使できる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金  
及び資本準備金に関する事項  
上記（9）に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要す  
るものとする。
- ⑧ 新株予約権の取得事由及び条件  
上記（8）に準じて決定する。

- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件  
上記（7）に準じて決定する。

(13) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるところによる。

以上